

療担当規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき 厚生労働大臣が定める掲示事項等

入院基本料について	<p>当院は厚生労働大臣が定める基準に基づき、次の入院基本料の承認を受けている医療機関です。なお、患者負担による付き添い看護は行っておりません。</p> <p>◇ 一般病床 急性期一般入院料 4 (2階病棟 15床) 地域包括ケア病床入院管理料 1 (2階病棟 45床)</p> <p>当病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。</p> <p>9:00~17:00 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は4人以内 17:00~9:00 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は14人以内</p>
施設基準について	<p>当院では、次の厚生労働大臣が定める施設基準を満たしております。</p> <p>◇ 基本診療料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期一般入院基本料 4 ・地域包括ケア入院医療管理料 1 ・栄養サポートチーム加算 ・医療安全対策加算 2 ・感染防止対策加算 3 ・連携強化加算 ・患者サポート体制充実加算 ・後発医薬品使用体制加算 1 ・認知症ケア加算 3 ・データ提出加算 1 ・診療録管理体制加算 3 ・入退院支援加算 1 ・医師事務作業補助体制加算 2 ・救急医療管理加算 1・2 <p>◇ 特掲診療料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニコチン依存症管理料 ・別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院 ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料 ・検体検査管理加算(Ⅱ) ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・胃瘻(いろいろ)造設術 ・CT撮影 ・無菌製剤処理料 ・がん性疼痛緩和指導管理料 ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) ・廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ) ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) ・がん患者リハビリテーション料 ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算

	<p>◇ 入院時食事療養費等 入院時食事療養（Ⅰ）</p> <p>◇ その他届出 酸素の購入単価</p>
入院時食事療養 生活療養 について	<p>◇入院時食事療養（Ⅰ）について 厚生労働大臣が定める入院時食事療養（Ⅰ）の施設基準を満たした食事療養が提供されており、管理栄養士によって管理された適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。</p> <p>◇ 特別食加算について 患者さんの病症等に対応して、医師の発行する食事せんに基づき厚生労働大臣の定める特別食を提供した場合、一日につき3食を限度として算定しております。</p> <p>◇ 入院時食事療養標準負担額について 保険医・療養担当規則により、食事に係る標準負担金は一食につき510円となっております。一日につき3食を限度としております。</p>
個室等	<p>個室をご希望する場合は別に定める室料差額をいただきますので、ご希望の方はご相談ください。</p>
実費負担について	<p>療養担当規則で認められたもので実費を伴うものにつきましては、使用量、使用回数によりご負担をいただいております。</p>
指定を受けている 公費負担医療制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結核予防法第34条 ・ 身体障害者福祉法による更正医療 ・ 児童福祉法による育成医療 ・ 特定疾患医療 ・ 生活保護法による医療扶助 ・ 労働災害
診療日 診療時間	<p>※月火水木金曜日</p> <p>午前 8時30分～12時30分 (受付時間 8時00分～11時30分)</p> <p>午後 13時30分～16時00分 (受付時間 13時30分～15時30分)</p>
休診日	<p>土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日 12月29日～1月3日</p> <p>※救急患者さんについては随時受付します。</p>